

# 山梨県公報

第二千六百三十号

平成二十八年

八月二十二日

月 曜 日

## 目次

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………七四七  
○公共測量の実施(二件)……………七四七

## 公 告

### ● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成二十八年八月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年八月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ蒲公英
- 2 代表者の氏名 明石泰子
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市長坂町大八田字道添三千九百十三番
- 4 定款に記載された目的 この法人は、北杜市及び近隣の人々に対し、安心で素材にこだわった手作りの食事を提供するコミュニティカフェを運営するとともに、高齢者や子育て世代への支援を通じて、地域を結び、助け合いの輪を広げることを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十八年八月十五日から同年十月十四日まで

### ● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を

受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。  
平成二十八年八月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量(同時調整計算、数値図化、修正数値図化)
- 二 測量の地域 富士川直轄管理区間(笛吹川、重川及び日川を除く。)
- 三 測量の期間 平成二十八年八月九日から平成二十九年二月二十八日まで

### ● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。  
平成二十八年八月二十二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 二 測量の地域 甲府市の一部
- 三 測量の期間 平成二十八年八月二十二日から平成二十九年一月三十一日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番